

～事業所のみなさまへ～

6 月利用分の請求時から、下記の点にご注意ください！

牧之原市健康推進部長寿介護課

牧之原市独自の介護職員処遇改善加算の新設（サービス種類：A3・A7）

この度、国が行う処遇改善の一本化に準じて、市独自の処遇改善加算を改定します。なお、事業所のみなさまにおきましては、重要事項説明書の改定、利用者様への説明及び同意を得ていただきますよう、お願いいたします。

国の処遇改善加算		区分		牧之原市処遇改善加算		区分	訪問型サービス	区分	通所型サービス
							加算率		加算率
一本化	①処遇改善加算 ②特定処遇改善加算 ③ベア加算	新加算Ⅰ	⇒	一本化	①処遇改善加算 ②特定処遇改善加算 ③ベア加算	新加算Ⅰ	245/1000	新加算Ⅰ	92/1000
		新加算Ⅱ	⇒			新加算Ⅱ	224/1000	新加算Ⅱ	90/1000
		新加算Ⅲ	⇒			新加算Ⅲ	182/1000	新加算Ⅲ	80/1000
		新加算Ⅳ	⇒			新加算Ⅳ	145/1000	新加算Ⅳ	64/1000
		新加算Ⅴ (1) ～ (5)	⇒			新加算Ⅴ	90/1000	新加算Ⅴ (1)	80/1000
		新加算Ⅴ (6) ～ (14)	⇒					新加算Ⅴ (2)	60/1000

● **国の処遇改善における新加算の算定状況に応じ、牧之原市処遇改善加算を取得出来ます。**

● **新加算Ⅴの取得方法については以下のとおりです。**

訪問型サービス…牧之原市新加算Ⅴを選択

通所型サービス…国の新加算Ⅴ (1) ～ (5) に該当する場合 ⇒ 牧之原市新加算Ⅴ (1) を選択

国の新加算Ⅴ (6) ～ (14) に該当する場合 ⇒ 牧之原市新加算Ⅴ (2) を選択

● 加算の計算方法は、国に準じます。

【提出書類について】

- (1) 国の介護職員処遇改善加算では、どのように処遇を改善するかの計画書と報告書（以下、書類という。）の提出が求められています。
- (2) 牧之原市処遇改善加算では、この書類を**国の様式と同様にし、国の書類をもって市の書類とします。**
- (3) 書類の提出は、(2)より、**現在給付の指定権者へ提出している、国の介護職員処遇改善加算に係る書類と同様のものを、「総合事業（緩和型）用」として牧之原市へ提出してください。**

なお、地域密着型の指定により**牧之原市が指定権者となっている場合は、提出は1部で構いません。しかし、総合事業（緩和型）分を含むことを示してください。**

健康推進部 長寿介護課 地域包括ケア推進係 小川・亀山
電話番号：0548-23-0076
F A X：0548-23-0099
Mail：koreisha@city.makinohara.lg.jp